

◎佐賀県条例第21号

佐賀県市町立学校県費負担教職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例
 (佐賀県市町立学校県費負担教職員の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 佐賀県市町立学校県費負担教職員の旅費に関する条例(昭和29年佐賀県条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項、市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第3条および地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第42条の規定に<u>基</u>き、公務のため旅行する市町立学校県費負担教職員(以下「職員」という。)に対し支給する旅費に関し、諸般の基準を定め公務の円滑なる運営に資するとともに県費の適正なる支出を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項、市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第3条<u>及び</u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第42条の規定に<u>基</u>づくき、公務のため旅行する市町立学校県費負担教職員(以下「職員」という。)に対し支給する旅費に関し、諸般の基準を定め公務の円滑なる運営に資するとともに県費の適正なる支出を図ることを目的とする。</p>

(佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正)

第2条 佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(昭和31年佐賀県条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項および地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第42条の規定に<u>基</u>き、市町村立学校職員給与</p>	<p>佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務時間、休日<u>及</u>び休暇に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項<u>及び</u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第42条の規定に<u>基</u>づくき、市町村立学校職員給与</p>

改正前	改正後
<p>負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員の勤務時間、休日および休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。 （準用）</p> <p>第2条 佐賀県市町立学校県費負担教職員（事務補佐員を除く。）の勤務時間、休日および休暇については、佐賀県立学校職員の例による。</p> <p>2 略</p>	<p>負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。 （準用）</p> <p>第2条 佐賀県市町立学校県費負担教職員（事務補佐員を除く。）の勤務時間、休日及び休暇については、佐賀県立学校職員の例による。</p> <p>2 略</p>

（佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正）

第3条 佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年佐賀県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条及び第6条の規定に基づき、教育職員（市町立の義務教育諸学校等の教育職員のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する者を含む。）の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「義務教育諸学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部をいう。</p> <p>2 略</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条及び第6条の規定に基づき、教育職員（市町立の義務教育諸学校等の教育職員のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する者を含む。）の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「義務教育諸学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部をいう。</p> <p>2 略</p>

改正前	改正後
<p>(教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等)</p> <p>第6条 教育職員（管理職手当を受ける者を除く。次項及び第3項において同じ。）については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号。以下「勤務時間条例」という。）第8条に規定する正規の勤務時間（佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和31年佐賀県条例第51号。以下「県費負担教職員勤務時間等条例」という。）第2条においてその例によることとされる正規の勤務時間を含む。以下単に「正規の勤務時間」という。）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超える勤務をいう。）及び次に掲げる日における正規の勤務時間中の勤務（次項において「時間外勤務等」という。）は命じないものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等)</p> <p>第6条 教育職員（管理職手当を受ける者を除く。次項及び第3項において同じ。）については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号。以下「勤務時間条例」という。）第8条に規定する正規の勤務時間（佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和31年佐賀県条例第51号。以下「県費負担教職員勤務時間等条例」という。）第2条においてその例によることとされる正規の勤務時間を含む。以下単に「正規の勤務時間」という。）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超える勤務をいう。）及び次に掲げる日における正規の勤務時間中の勤務（次項において「時間外勤務等」という。）は命じないものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2・3 略</p>

(佐賀県市町立学校県費負担教職員の任期を定めた採用等に関する条例の一部改正)

第4条 佐賀県市町立学校県費負担教職員の任期を定めた採用等に関する条例（平成15年佐賀県条例第9号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第43条第3項の規定に基づき、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「職員」という。）</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第43条第3項の規定に基づき、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「職員」という。）</p>

改正前	改正後
<p>について、任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>について、任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正)
- 2 佐賀県公立学校職員給与条例(昭和32年佐賀県条例第44号)の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(給料)</p> <p>第3条 給料は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年佐賀県条例第18号。以下「勤務時間条例」という。)第8条に規定する正規の勤務時間(佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(昭和31年佐賀県条例第51号。以下「県費負担教職員勤務時間等条例」という。)第2条においてその例によることとされる正規の勤務時間を含む。以下単に「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、産業教育手当、へき地手当(これに準ずる手当を含む。第12条の3において同じ。)、定時制通信教育手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び義務教育等教員特別手当を除いたものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(給料)</p> <p>第3条 給料は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年佐賀県条例第18号。以下「勤務時間条例」という。)第8条に規定する正規の勤務時間(佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務時間、休日<u>及び</u>休暇に関する条例(昭和31年佐賀県条例第51号。以下「県費負担教職員勤務時間等条例」という。)第2条においてその例によることとされる正規の勤務時間を含む。以下単に「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、産業教育手当、へき地手当(これに準ずる手当を含む。第12条の3において同じ。)、定時制通信教育手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び義務教育等教員特別手当を除いたものとする。</p> <p>2 略</p>